

平成25年10月16日（水）13:15

記者発表資料

国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

**台風26号に伴う降雨による
国道127号の通行止めについて
【第3報】**

台風26号に伴う降雨により、以下の区間において通行止め（雨量による通行規制※）を実施しています。

1時間当たり2mm以下の降雨量で3時間経過した現在も、路面への土砂の流出や法面からの出水などにより、通行の安全が確保されていないため、引き続き下記区間で通行止めを行っています。

《通行規制区間》国道127号

1. 千葉県安房郡鋸南町元名地先
～千葉県富津市金谷地先 約1.5km
2. 千葉県南房総市富浦町南無谷地先
～千葉県南房総市富浦町小浦地先 約2.7km

《規制開始》

1. 平成25年10月16日（水） 1時45分～
2. 平成25年10月16日（水） 2時45分～

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量200mmと定めています。

なお、1時間当たり2mm以下の降雨量で3時間経過し、道路通行の安全が確認された後、通行止めを解除します。

※雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、千葉市政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311（代表）

副所長 ほしの 星野 たつお 辰雄 管理第二課長 みやがわ ひであき 宮川 英明

